

幼児教育・保育の無償化 FAQ

| No. | 類型 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|--|--|
| 1 | 区立幼稚園 | 区立幼稚園の保育料は無償になりますか？ | 2019年10月分から、区立幼稚園の入園料・保育料が無償になります。 |
| 2 | 区立幼稚園 | 区立幼稚園の預かり保育料は無償になりますか？ | 保育の必要性を認定された場合、無償になります。 保育の必要性の認定については申請が必要です。申請書は9月中旬頃に区立幼稚園を経由して配布をしますので、ご記入の上、在籍されている区立幼稚園までご提出ください。 |
| 3 | 私立幼稚園 | 私立幼稚園児は無償化の対象となりますか？ | 1) 子ども・子育てで新制度に移行している私立幼稚園・認定こども園を利用している方 満3歳児クラスから5歳児クラスまで、保育料が無料になります。 2) 子ども・子育てで支援新制度未移行の私立幼稚園を利用している方 満3歳児クラスから5歳児クラスまで、保育料が月額上限2.57万円まで無償化となります。保育料が無償化の上限を超える部分については、引き続き保護者負担となります。 |
| 4 | 私立幼稚園 | 私立幼稚園に通っている場合、無償化のためには、どのような手続きが必要ですか？ | 1) 子ども・子育てで支援新制度に移行している私立幼稚園・認定こども園を利用している方 ①保育料については手続き不要です。 ②預かり保育については「3)」参照。 2) 子ども・子育てで支援新制度未移行の私立幼稚園を利用している方 ①保育料については無償化のための申請が必要です。申請書類は、幼稚園から配布されますので、幼稚園経由で区に申請することになります。 ②預かり保育については「3)」参照。 3) 預かり保育を利用している方 預かり保育を利用している場合、区から「保育の必要性の認定」を受けた場合に無償化の対象となります。 また、通園している施設が実施する預かり保育事業が国の基準以下である場合(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満、又は年間開所日数が200日未満)や、通園している施設が預かり保育事業を実施していない場合、認可外保育施設等の利用についても、3歳～5歳児クラスは月額1.13万円まで、非課税世帯の満3歳児クラスは月額1.63万円までの利用料が無償化の対象となります。 なお、「保育の必要性の認定」の申請書類は、幼稚園から配布されますので、幼稚園経由で区に申請することになります。 |
| 5 | 私立幼稚園 | 私立幼稚園の無償化の対象額はどのように受け取るのですか？ | 1) 子ども・子育てで新制度に移行している私立幼稚園・認定こども園を利用している方の保育料 区から認可保育所などに直接支払われることとなるため、保育料を支払う必要がなくなります。 2) 子ども・子育てで支援新制度未移行の私立幼稚園を利用している方の保育料 これまでどおり、幼稚園に支払いをお願いします。年2回程度、申請等に基づき、区から保護者に支払いを行います。 3) 預かり保育料 幼稚園に支払いをお願いします。年2回程度、申請等に基づき、区から保護者に支払いを行います。 |
| 6 | 私立幼稚園 | 私立幼稚園の入園料は無償化の対象になりますか？ | 1) 子ども・子育てで新制度に移行している幼稚園、認定こども園 無償化の対象にはなりません。保育料のみが対象となります。 2) 子ども・子育てで支援新制度未移行の私立幼稚園 入園料を在籍月数で分割し、保育料の上限月額2.57万円の範囲内で無償化の対象になります。 ただし、制服費やPTA会費などが入園料の中に含まれている場合、その部分については無償化の対象とはなりません。 |
| 7 | 私立幼稚園 | 私立幼稚園は無料になる園と、上限額がある園があると聞きました。通っている幼稚園がどちらに該当するかはどうしたら確認できますか？ | 利用している園にご確認ください。 |
| 8 | 私立幼稚園 | 私立幼稚園の保育料が月額2.57万円以下の場合、差額(例: 利用料が月額2万円の場合は5,700円)を、預かり保育など他のサービスに利用できますか？ | 幼児教育・保育の無償化は、個々人に必要とされる教育・保育に係る利用料を無償化することとしています。そのため、保育料が月額2.57万円よりも低い場合でも、差額を、預かり保育など他のサービスに利用することはできません。 |

| | | | |
|----|-------|---|---|
| 9 | 私立幼稚園 | 私立幼稚園の利用に加え、幼稚園の預かり保育や、認可外保育施設などを利用した場合、認可外保育施設などは無償化されますか？ | 以下の条件を満たした方は、認可外保育施設等の利用についても、3歳～5歳児クラスは月額1.13万円まで、非課税世帯の満3歳児は月額1.63万円までの利用料が無償化の対象となります。 ①通園している施設が実施する預かり保育が国の基準以下である場合(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満、又は年間開所日数が200日未満)や、通園している施設が預かり保育事業を実施していない場合 ②区から「保育の必要性の認定」を受けた場合 なお、「保育の必要性の認定」の申請書類は、幼稚園から配布されますので、幼稚園経由で区に申請することになります。 認定こども園の幼稚園部分を利用されている方も同様です。 |
| 10 | 私立幼稚園 | 私立幼稚園の給食費について、施設への支払いが免除されるのはどのような方々になりますか？また、どのような手続きが必要ですか？ | 子ども・子育て新制度に移行している幼稚園・認定こども園を利用している、年収360万円未満相当世帯もしくは第3子以降の子どもの副食費(おかずやおやつ費用)が無償となります。 手続きは不要です。 |
| 11 | 私立幼稚園 | 保護者が私立幼稚園へ直接支払っている通園送迎費、給食費、行事費などの経費は、無償化の対象になりますか？ | (通園送迎費、行事費) 無償化の対象とはなりません。 (給食費) 子ども・子育て新制度に移行している幼稚園・認定こども園を利用している、年収360万円未満相当世帯もしくは第3子以降の子どもの副食費(おかずやおやつ費用)が無償となります。 手続きは不要です。 |
| 12 | 私立幼稚園 | 満3歳から私立幼稚園に通った場合、無償化の対象になりますか？ また、満6歳になると無償化の対象外になるのですか？ | 幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、3歳になった日から小学校入学前までが無償化の対象となります。 |
| 13 | 認可保育所 | いま認可保育所の2歳児クラスに在園しています。3歳になったらその時から無償化の対象になりますか？ | 認可保育所の場合、3歳児クラスに上がった時から無償化の対象となります。(非課税世帯は0～2歳児クラスも対象です。) |
| 14 | 認可保育所 | いま認可保育所の3歳児クラスに在園しています。無償化の対象となるために手続きは必要でしょうか？ | 認可保育所・地域型保育事業・認定こども園(保育所部分)に通っている方は手続きは不要です。 |
| 15 | 認可保育所 | いま認可保育施設に在園しています。それに加えて病児保育事業などの認可外保育施設等を利用しても月額3.7万円まで無償化になりますでしょうか？ | 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用している方は、認可外保育施設等(病児保育を含む)の利用については無償化の対象にはなりません。 |
| 16 | 認可保育所 | 豊島区民だが区外の認可保育園を利用しています。保育料は無償になりますか？ | 区外の認可保育所・地域型保育事業・認定こども園等を利用している場合でも無償になります。また、区外の認可外保育施設等を利用している場合は上限額まで無償になります。 |
| 17 | 認可保育所 | 豊島区外の施設を利用する場合、認定手続きはどこで行いますか？ | 豊島区在住の方は、利用する施設が区外であっても、「認定」の手続きは豊島区で行います。 |

| | | | |
|----|-----------|---|--|
| 18 | 認可保育所 | 4歳児と2歳児の子どもが認可保育所に通っていますが、現在の保育料多子軽減の制度は今後とも続きますか。 | 保育料の多子軽減につきましては、引き続き適用されます。保育料決定通知書をご確認ください。 |
| 19 | 認可保育所 | 無償化の給付を受けるために、所得制限がありますか。 | 3歳児から5歳児までは所得制限はありません。ただし、0歳から2歳児については、住民税非課税世帯のみが対象になります。 |
| 20 | 認可保育所 | 保育所等で延長保育を利用した際に、その利用料は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。 | 延長保育を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。 |
| 21 | 認可保育所 | 認可保育所に通っていますが食料費は無償化の対象となりますか。 | 認可保育所(公立・私立保育所)及び地域型保育事業における食料費(主食費と副食費)は区の負担となります。 |
| 22 | 認可保育所 | 無償化の場合、お金はまったくかからなくなりますか。 | 無償化の対象となるのは、利用料(保育料・授業料)です。実費として徴収されている通園送迎費や行事費などは無償化の対象外ですので、お支払いいただく必要があります。 |
| 23 | 企業主導型保育事業 | 企業主導型保育事業を利用していますが無償化の手続が必要でしょうか。 | 企業主導型保育事業の無償化の手続については、利用されている施設でご確認ください。 |
| 24 | 認可外保育施設等 | 利用しようとしている認可外保育施設等が無償化の対象施設か、どこで確認できますか。 | 無償化の対象となる認可外保育施設等とは、施設の所在地の区市町村が無償化給付の確認を行ったものに限りです。今後、区のホームページなどで公表予定です。 |
| 25 | 認可外保育施設等 | インターナショナルスクールは幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。 | インターナショナルスクールについては、法令上の定義はなく、その設置形態等は施設によって様々であり、今般の幼児教育・保育の無償化の対象となるかは、それぞれの施設の設置形態や保育の必要性等によって異なります。例えば、幼稚園としての認可を受けていれば、無償化の対象になりますし、認可を受けていなくても、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子どもについては施設等利用給付の対象となります。 |
| 26 | 認可外保育施設等 | 認可外保育施設を利用していますが、施設等利用給付認定の手続きをする前の利用費分は無償化の対象となりますでしょうか。 | 施設等利用給付認定の申請日以前に遡って給付することはできません。2019年10月から給付を受ける際には、10月より前に認定の手続きをする必要があります。 |
| 27 | 認可外保育施設等 | ファミリー・サポート・センター事業の利用は、無償化の対象になりますか？ | ①認可保育所、認定こども園、幼稚園の預かり保育(国基準以上※)を利用しておらず、②区から「保育の必要性の認定」を受けた場合、3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料(報酬のみ)が無償化されます。無償化の対象となる援助は、「預かり」を含む援助のみです。送迎のみの場合などは対象外となります。なお、他の認可外保育施設(一時預かり事業など)の利用も含め、月額上限額の範囲内で無償化の対象となります。※教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間以上かつ年間開所日数が200日以上 |

| | | |
|----|--|---|
| 28 | 認可外保育施設等 保育の必要性の認定を受けた場合、ファミリー・サポート・センター事業の利用料は、支払不要になりますか？ | これまでどおり援助会員に支払いをしてください。翌月以降に申請書や「活動報告書」などの必要書類を添えて、区に給付請求をしてください。給付請求の詳細は、9月中に区ホームページに掲載予定です。 |
| 29 | 認可外保育施設等 ファミリー・サポート・センター事業は、無償化の対象とならない曜日や時間がありますか(夜間、休日など)？ | 「預かり」を伴う援助のみが無償化の対象となりますが、利用する曜日や時間についての制限はありません。 |
| 30 | 認可外保育施設等 ファミリー・サポート・センター事業の、利用料助成制度と、無償化の併用は可能ですか？ | 可能です。利用料助成後の報酬負担額が、無償化の対象となります。まず、これまでどおり利用料助成の手続きをしていただき、後日、無償化分の給付請求のための申請書や「活動報告書」などの必要書類を添えて、区に給付請求をしてください。給付請求の詳細は、9月中に区ホームページに掲載予定です。 |
| 31 | 認可外保育施設等 子ども家庭支援センターや区立保育園での一時保育の利用は、無償化の対象になりますか？ | ①認可保育所、認定こども園、幼稚園の預かり保育(国基準以上※)を利用しておらず、②区から「保育の必要性の認定」を受けた場合、3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。 なお、他の認可外保育施設(ファミリー・サポート・センター事業など)の利用も含め、月額上限額の範囲内で無償化の対象となります。 ※教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間以上かつ年間開所日数が200日以上 |
| 32 | 認可外保育施設等 保育の必要性の認定を受けた場合、子ども家庭支援センターや区立保育園での一時保育の利用料は、支払不要になりますか？ | これまでどおり施設に支払いをしてください。翌月以降に申請書や領収書などの必要書類を添えて、区に給付請求をしてください。給付請求の詳細は、9月中に区ホームページに掲載予定です。 |
| 33 | 認可外保育施設等 子ども家庭支援センターや区立保育園での一時保育の、利用料助成制度と、無償化の併用は可能ですか？ | 可能です。利用料助成後の負担額が、無償化の対象額となります。まず、これまでどおり利用料助成の手続きと支払いをしていただき、後日、無償化分の給付請求のための申請書や領収書などの必要書類を添えて、区に給付請求をしてください。給付請求の詳細は、9月中に区ホームページに掲載予定です。 |